

第七十七回 参議院社会労働委員会會議録第一号

昭和五十一年三月四日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

一月十九日 補欠選任 神谷信之助君
一月二十二日 補欠選任 照美君
一月二十三日 補欠選任 繁蔵君
一月二十六日 補欠選任 立木 洋君
二月十日 補欠選任 立木 洋君
三月二日 補欠選任 立木 洋君

一月十九日 補欠選任 神谷信之助君
一月二十二日 補欠選任 照美君
一月二十三日 補欠選任 繁蔵君
一月二十六日 補欠選任 立木 洋君
二月十日 補欠選任 立木 洋君
三月二日 補欠選任 立木 洋君

一月十九日 補欠選任 神谷信之助君
一月二十二日 補欠選任 照美君
一月二十三日 補欠選任 繁蔵君
一月二十六日 補欠選任 立木 洋君
二月十日 補欠選任 立木 洋君
三月二日 補欠選任 立木 洋君

一月十九日 補欠選任 神谷信之助君
一月二十二日 補欠選任 照美君
一月二十三日 補欠選任 繁蔵君
一月二十六日 補欠選任 立木 洋君
二月十日 補欠選任 立木 洋君
三月二日 補欠選任 立木 洋君

一月十九日 補欠選任 神谷信之助君
一月二十二日 補欠選任 照美君
一月二十三日 補欠選任 繁蔵君
一月二十六日 補欠選任 立木 洋君
二月十日 補欠選任 立木 洋君
三月二日 補欠選任 立木 洋君

一月十九日 補欠選任 神谷信之助君
一月二十二日 補欠選任 照美君
一月二十三日 補欠選任 繁蔵君
一月二十六日 補欠選任 立木 洋君
二月十日 補欠選任 立木 洋君
三月二日 補欠選任 立木 洋君

一月十九日 補欠選任 神谷信之助君
一月二十二日 補欠選任 照美君
一月二十三日 補欠選任 繁蔵君
一月二十六日 補欠選任 立木 洋君
二月十日 補欠選任 立木 洋君
三月二日 補欠選任 立木 洋君

一月十九日 補欠選任 神谷信之助君
一月二十二日 補欠選任 照美君
一月二十三日 補欠選任 繁蔵君
一月二十六日 補欠選任 立木 洋君
二月十日 補欠選任 立木 洋君
三月二日 補欠選任 立木 洋君

森下 泰君
粕谷 照美君
片山 基市君
浜本 万三君
柏原 ヤス君
省脱タケ子君
星野 力君
柄谷 道一君
長谷川 峻君
桑原 敏一君
谷口 隆志君
青木勇之助君
藤田 正勝君
森山 真弓君
遠藤 政夫君
中原 晃君
中原 武夫君

労働大臣
労働大臣官房長
労働大臣官房会
計課長
労働省労働局長
労働省労働基準
局長
労働省婦人少年
局長
労働省職業安定
局長
労働省職業訓練
局長
常任委員会専門
員

事務局側
常任委員会専門
員
中 原 武 夫 君

本日の會議に付した案件
○労働問題に関する調査
(労働行政の基本施策に関する件)
(昭和五十一年度労働省関係予算に関する件)

○委員長(村田秀三君) ただいまから社会労働委
員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る一月二十一日、目黒今朝次郎君が委員を辞

任され、その補欠として粕谷照美君が、また一月
二十三日、徳永正利君が委員を辞任され、その補
欠として橋本繁蔵君がそれぞれ選任されました。

○委員長(村田秀三君) 次に、労働問題に関する
調査を議題といたします。

労働行政の基本施策について長谷川労働大臣か
ら所信を聴取いたします。長谷川労働大臣。

○國務大臣(長谷川峻君) 社会労働委員会の御審
議に先立ち、当面の労働行政についての所信を申
し述べ、各位の御理解と御協力を得たいと存じま
す。

現在、主要先進諸国の最大の政治課題は、物価
の抑制を堅持しつつ、いかにして雇用の安定を圖
るかにあり、わが国もその例外ではありません。
インフレなき経済社会の建設が今後目指すべき目
標であり、その中では完全雇用の維持に最も力点
を置いた政策運営が行われるべきだと考えており
ます。

また、高度成長から安定成長への時代の大きな
転換の流れの中にあって、最も重要なことは、経
済社会の担い手である労働者の福祉の充実と向上
に一段と力を注いでいくことであり、そのことは
同時に、わが国経済社会の安定した発展の基盤と
なるものであると考えます。

私はこうした見地に立って、当面、次の事項に
重点を置いて労働行政を推進してまいり所存であ
ります。

第一は、安定成長下における総合的雇用対策の
推進であります。

私は、失業は人生最大の不幸であるとの信念に
立って、雇用調整給付金の積極的な活用を初め各
種の就職促進措置を機動的に運用し、失業の防止
と再就職の促進に努めてまいりました。しかしな

がら、雇用・失業情勢は依然として厳しいものが
あります。このため、五十一年度においては、引
き続き景気浮揚のための総合的対策を推進するこ
とに、雇用対策の面においては現行諸対策の一
層の充実を期してまいり所存であります。

特に、心身障害者や高齢者の対策につきまし
ては、従来から、適職の開発、定年の延長、福祉
施設の整備など、その特性に対応したきめ細かな
対策を講じてまいりましたが、不況の影響を最も
受けやすいこれらの人々の雇用と福祉を一層促進
するため、雇用率制度の刷新強化等を内容とする
身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の
促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
を今国会に提出することといたしております。

また、基幹産業の一つでありながら、他の産業
に比べて雇用面での立ちおくれが著しい建設業に
おける雇用の改善、技能の開発向上を促進する
ため、建設労働者の雇用の改善等に関する法律
案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御
審議のほどをお願いいたします。

なお、最近における雇用情勢の変化を踏まえ、
今後の長期的な労働力需給の基調変化に対応した
施策のあり方を検討し、安定成長下における完全
雇用を目指して雇用に関する総合的施策の方向を
示す雇用対策基本計画を改定し、五十一年度から
発足させたいと考えております。

職業訓練につきましては、生涯訓練体制の一環
として在職者訓練の一層の振興を図るとともに、
訓練を必要とする者がすべて訓練を受講し、円滑
な再就職ができるよう、訓練体制の多様化、機動
的な運営を行ってまいります。

第二は、働く人々の生命と健康を守る労働災害
対策及び労働者保護対策の推進であります。
働く人々の生命と健康を守ることが国民福祉の
基本であり、いついかなる経済情勢のもとにおい

てもゆるがせにできない問題であります。

特に、最近問題となった六価クロム、塩化ビニール等による重篤な職業がんを初めとした職業性疾病の制圧は緊急の課題であります。このため基礎的な調査研究の充実、有効な予防措置の実施、被災労働者の迅速な補償など、予防から救済まで一貫した総合対策の強化に努めてまいります。

労災保険制度につきましては、最近における労働災害の動向、年金受給者の累増、職業性疾病の状況などの推移にかんがみ、年金給付の改善整備を図るとともに、被災労働者の社会復帰の促進、労働安全衛生の確保など福祉増進を目的とする事業の整備拡充を図るため、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

昨年来の産業活動の停滞により、賃金不払い等が多発しており、今後なお予断を許さない情勢にかんがみ、情報収集の早期把握、早期解決を目的に監督指導に努めるとともに、倒産等により賃金の支払いを受けられない労働者に対しては、未払い賃金の立てかえ払いを行う制度の創設などを内容とする賃金支払の確保等に関する法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

なお、最低賃金制度につきましては、地域別最低賃金が昨年末をもって全都道府県に設定され、適用労働者数も三千三百万人に及ぶに至りましたので、今後はその内容の充実を期してまいる考えであります。

第三は、経済社会の変化に即応する新しい労使関係の形成であります。

わが国経済は、石油危機後のいわゆる経済の調整過程にありますが、経済を長期安定成長路線に乗せていくためには、安定した労使関係の形成が不可欠であります。

これから春の賃金改定期を迎えます。最近の労働経済情勢を見ますと、物価は着実に鎮静化の傾

向を示していますが、反面、雇用情勢は景気の低迷によりきわめて厳しい状況にあります。もとより、賃金等の経済的要求については、労使が労使自治の原則に従って、平和裏に自主的に話し合いを進め、合理的な解決を図っていくべきものであります。また、労使の動向いかんは、わが国経済全般の今後の方向に大きな影響を及ぼすことになることと考えられますので、関係者が経済の現状に対する正しい認識のもとに、国民経済の視野に立って、良識ある態度でこの問題に対処されることを期待するものであります。

また、三公社五現業等の労働基本権問題等につきましては、昨年十二月一日に閣議決定された政府の基本方針に基づき、健全な労使関係の確立を期するよう最善を尽くす所存であります。

第四は、勤労婦人を中心とする婦人の地位向上対策、勤労青少年福祉対策の推進であります。

昨年は国際婦人年として、婦人をめぐる諸問題について活発な議論が展開され、大きな関心を得たことは記憶に新しいところであります。そして昨年末には、国連総会において、ことしから一九八五年までの十年間を「平等、発展、平和をめざす婦人の十年」とすることが宣言されております。

労働省といたしましても、こうした機運を背景に、職場における男女平等を促進し、職場における職業生活と家庭生活の調和に関する施策の充実を図るなど、労働環境の整備を進め、勤労婦人を中心として、広く婦人の地位向上のために努力してまいりたいと考えております。

また、勤労青少年福祉対策といたしましては、スポーツ活動の振興を図るとともに福祉施設の整備充実を進めてまいります。

第五は、労働外交の積極的展開であります。

現在、世界の多くの国々は、かつてない激動の時期に遭遇し、経済活動の停滞等きわめて困難な課題に直面しております。しかも、これらの課題の真の解決は、緊密な世界的規模での協調関係の維持発展を通じて初めて求め得るものであります。

特に本年は、労働問題に対する国際的な関心の高まりを反映して、ILO、OECD等の国際機関において失業の防止、雇用機会の開発など労働分野の諸問題に関する重要な国際会議が予定されておりますので、これらの国際機関の諸活動への積極的協力を図る一方、レバニアタッシュ等による国際情報活動の拡充、労働行政の各分野における技術協力を推進し、わが国の国際的地位にふさわしい役割りを果たしてまいる所存であります。

以上、当面する労働行政の重点事項について私の所信を申し述べました。

各位の一層の御鞭撻と御協力をお願いする次第であります。

○委員長(村田秀三君) 次に、昭和五十一年度労働省関係予算につきまして政府委員から説明を聴取いたします。谷口会計課長。

○政府委員(谷口隆志君) お手元にお配りしてあります資料に基づきまして昭和五十一年度労働省関係予算の概要について御説明申し上げます。

まず、予算規模でございますが、真ん中の欄の五十一年度要求額をごらんいただきますと、一般会計は三千四百五十五億七千万円で、対前年度比三五%の増でございます。なお、上に括弧書きで書いてあります数字は前年度の補正後の予算額及びこれに對します増減額、増減比でございます。

労働保険特別会計は一兆九千六百五十八億七百万円で三二・七%の増でございます。

石炭及び石油対策特別会計は百四十五億三千六百百万円で一一%の増でございます。

以上、合計いたしまして、労働省所管の予算総額は二兆三千二百九十九億一千四百百万円で三二・九%の増でございます。

次に、主要事項の概要について御説明申し上げます。

第一は、安定成長下における総合的雇用対策でございます。

次の二ページに参りまして、一番目は雇用の不安定な人々に対する雇用対策でございます。

その一つの心身障害者雇用促進対策につきましては、身体障害者雇用率制度の刷新強化及び身体障害者雇用納付金制度の創設等により、雇用促進を抜本的に強化することとしております。そのほか、雇用促進のための団体の育成・強化、職業指導、職業紹介等の面におきましては内容の欄の一番下にあります精神薄弱者担当職業相談員の設置、それから次のページへ参りまして、下肢障害者に対する電動式車いす購入資金の貸し付け等が新規の施策でございますが、これらの施策を含めまして各種の施策を強化し、身体障害者の雇用促進を図ることとしておるわけでございます。

二番目の建設業における雇用対策につきましては、雇用管理責任者の選任、雇入れ通知の制度化等によりまして雇用の近代化を促進することとしておりますが、来年度におきまして、新たに雇用促進事業団におきまして雇用管理改善のための指導援助とか、技能講習、現場宿舎の整備に対する助成等の雇用の改善、福祉の事業を実施することといたしまして必要な予算を計上いたしております。

次の高年齢者雇用対策につきましては、高年齢者雇用率制度を新たに設けることとしていたしておりますが、予算の面では、定年延長対策を推進することとして、特に、定年延長奨励金につきまして、支給対象を大企業にも拡大いたしますとともに、単価の引き上げを行うこととしていたしております。

さらに、六十歳を超えて引き続き雇用することを進めるため、継続雇用奨励金制度を中小企業について新たに設けることとしていたしております。

次の四ページへ参りまして、高年齢者雇用対策といたしましては、さらに職業相談室とか人材銀行の増設、あるいは雇用奨励金の増額、雇用管理改善指導の推進等によりまして、高年齢者の雇用促進を推進することとしていたしております。

事項の二番目の失業の防止、再就職の促進等雇

用安定対策につきましては、次の五ページへ参りまして、まず雇用保険制度の運営につきまして、受給人員を一般受給者六十八万人、特例一時金受給者七十六万人を見込みまして、それらの給付に必要な予算を計上いたしております。

次の産業構造の変化等に対応する雇用対策につきましては、まず雇用調整給付金につきまして三百八十九億円の予算を計上し、その活用によりまして失業の発生を防止に努めることといたしております。

職業転換給付金制度につきましては、就職指導手当、後ほど出てまいります。職業訓練手当をそれぞれ一二・二%引き上げることといたしております。

職業離職者に対する職業転換対策につきましては、国際的漁獲規制の強化によりまして捕鯊従事者、カツオ・マグロ漁業従事者で離職を余儀なくされる方々につきまして、新たにそこに示されておりますような職業転換給付金を支給しつつ再就職の促進を図ることといたしております。

炭鉱離職者対策につきましては、就職促進手当の引き上げ等援護措置の充実を行いますとともに、緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業につきましまして、次の六ページにございまして、主として事業費の単価の引き上げを行うことといたしております。

沖縄県失業者の再就職促進対策につきましては、沖縄県の雇用状況にかんがみまして再就職奨励金と援護措置の改善を行って再就職の促進を図ることといたしております。

雇用促進住宅、雇用促進融資につきましては内容に示されておるとおりでございます。特に住宅につきましましては、建設単価の引き上げ、内容の改善等を行うことといたしております。

事項の三番目の新規学校卒業生に対する就職促進対策につきましては、従来から実施しております対策のほか、来年度は特に大学卒業生の就職指導、職業相談を行います学生職業センターを東京、大阪に設置することといたしております。

次の七ページに参りまして、同和対策対象地域住民等に対する就職促進対策につきましては、従来から実施しております雇用主に対する啓蒙指導、巡回職業相談等の施策を実施するほか、就業実態調査の実施、就職資金貸付金等の援護措置の充実を図ることとしており、次の出かせぎ労働者対策につきましましては、さきに御説明いたしました建設業における労働対策とあわせまして、その施策を充実することといたしております。

次の失業対策事業の運営につきましては、失業対策事業の労力費を一一・七%引き上げることとしており、特定地域開発就労事業につきましましては事業費単価を一二・一%引き上げることといたしております。

次の八ページに参りまして、第二は、勤労者の能力開発の推進でございます。一番目の在職労働者に対する職業訓練につきましては、企業が行う在職労働者訓練、すなわち事業内訓練の補助金の補助単価を引き上げることとしております。

有給教育訓練休暇奨励給付金につきましては、新たに大企業への適用を拡大いたしますとともに、給付金の増額を図ることといたしております。

事項の二番目の訓練需要の多様化に対応する職業訓練実施体制の整備充実につきましては、開発のおくれている職業訓練の教材、訓練事業の開発を進めるため職業訓練研究所を設置すべくその準備を進めることといたしております。

公共職業訓練の施設と機能につきましては、次のページにございまして、訓練を取り巻く環境の変化に対応するよう、その科目の増設、転換、施設の整備充実等を行うことといたしております。

心身障害者職業訓練につきましては、主として重度障害者の職業的自立を図るための施設といたしまして国立職業リハビリテーションセンターを建設いたしますとともに、その他の国立、都道府

県立の身体障害者職業訓練校につきましては訓練科の増設等を行うことといたしております。職業訓練手当の増額につきましましては先ほど御説明いたしましたとおりでございます。

次の同和対策対象地域住民等に対する職業訓練につきましましては、まず、同和対策につきましましては、訓練科の増設のほか受講奨励金、支度金の増額、支度金支給対象者の拡大を図ることといたしております。

次の十ページに参りまして、ウタリ対策といたしましても同様な施策を新たに実施することといたしております。

事項の三番目の技能者の地位の向上対策といたしましては、技能検定につきましまして、その二十の作業を増加いたしまして、技能検定を実施することといたしております。

第三は、労働者の生活の安定を図るための総合的労働者保護対策でございます。一番目の職業性疾病に対する対策につきましましては、職業性疾病が問題化しております。それから職業がんの疫学的調査研究、事業所の監督指導の強化、巡回健康診断の充実、あるいは産業医学総合研究所の発足、次のページへ参りまして、産業医科大学の建設、健診センター、相談室の増設と、予防から救済まで一貫した総合対策を強化することといたしまして、必要な予算を計上いたしております。

次の安全で快適な職場環境の形成促進についてでございます。安全対策につきましましては、おおむね従来の施策を拡充実施することといたしております。特に、内容の三番目にありますように、企業の安全衛生関係者を教育する施設であります安全衛生教育センターを増設することといたしております。

三番目の労災保険制度の改善につきましては、補償中心の保険から総合的な保険への拡充、次の十二ページへ参りまして、長期傷病重症者の給付の改善等と内容とする制度の改善を行うことといたしておりますが、そのほか各種給付金、貸付

金、援護制度等を充実することといたしまして、必要な予算を計上いたしております。また、重度の障害をこうむつた者につきましましては、治療から社会復帰まで一貫して行うことが必要でありますので、そのための施設として総合せき損センター、総合リハビリテーションセンターの建設、設立を行うことといたしております。

五番目の不払い賃金救済制度につきましましては、企業の破産等に係る不払い賃金を国が事業主にかわつて立てかえ払いをする制度を設けることといたしまして、それに必要な予算として五十一億三千九百万円を計上いたしております。

次の十三ページへ参りまして、最低賃金制、改善のおくれた分野における労働者の労働条件向上を図るための施策につきましましては、従来の施策を拡充実施することといたしております。

第四は、経済社会の変化に即応する新しい労使関係の形成促進についてでございます。産業労働懇話会の開催等による労使コミュニケーションの推進、賃金・物価・雇用問題の調査研究を進めまして、新しい労使関係形成のための環境づくりを行うことといたしております。

多国籍企業労働問題対策につきましては、その調査研究を行います。また、次の十四ページへ参りまして、新たに海外労働情報の収集、提供活動を行うことといたしております。

事項の三番目の中小企業労務管理の改善、労働教育等につきましては、従来から実施しております中小企業労務管理改善事業、あるいは日本労働協会を通じて行う労働教育等の事業を引き続き実施することといたしております。

第五は、勤労婦人を中心とする婦人の地位向上対策についてでございますが、一番目の婦人の地位向上のための啓蒙活動につきましては、昨年の国際婦人年世界会議において採択されました行動計画の趣旨に沿って関連の施策を実施するに必要な予算を計上いたしております。

職業生活と家庭生活との調和対策といったしましては、育児休業制度につきまして、その奨励金の単価引き上げを行い、普及促進をいたしますとともに、母性の健康管理対策、次の十五ページに参りまして内職対策等を引き続き推進することといたしております。

第六は、勤労者の福祉の充実についてでございます。

一番目の勤労者財産形成促進制度につきましては、中小企業の財産形成助成金制度を実施するため、一億円の出資を計上するほか、各種の財産形成制度の普及促進に必要な予算を計上いたしております。

次の勤労者のための福祉施設につきましては、内容の欄にあります勤労者についての村、次の十六ページの一番上にあります勤労総合福祉センターのような、いわば大型の施設につきましては新設の箇所数を減らしておりますが、その下にあります勤労者体育施設から勤労青少年の施設でありますホーム、フレンドシップセンター等の施設、いわば小型の施設につきましては、単価の引き上げを行うことといたしております。勤労青少年福祉対策といたしましては、そのほか指導者大学講座、体力づくり等を行いますほか、勤労青少年福祉団体に対する育成援助を行うことといたしております。

次の十七ページに参りまして、四番目は中小企業退職金共済制度の普及促進に必要な予算でございます。

第七は、国際協調の必要性の増大に対応した労働外交についてでございますが、一番目の国際機関諸活動への積極的協力ではILO分担金の増額に必要な予算等を計上しております。

レーバニアタッシュにつきましては、ブラジルに一名配置する増員でございます。

国際交流事業といたしましては、アジア労働行政担当官会議の開催、労組交流等を行うことといたしております。

次の十八ページへ参りまして、技術協力といった

しましては、国際技能開発計画を充実実施することといたしております。

第八は、主として内部の行政体制の整備充実でございますが、内容の四番目にあります労働保険事務組合につきましては、中小零細企業に対する労働保険適用についての事務組合の重要性にかんがみまして、報奨金、零細事業被保険者福祉助成金を内容に示されておりますとおり改善することとしております。

次の十九ページに参りまして、事務組合に対する指導、援助を充実することといたしております。最後の労働大学校は、現在あります労働省の職員研修所を長期の研修も行えるという大学校に拡充するため、調査・準備に必要な事務費を計上いたしております。

以上でございます。

○委員長(村田秀三君) 本件に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十九分散会

一月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、障害者(児)の生活の保障に関する請願(第一〇号)(第一号)
一、児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願(第四号)
一、保育事業振興に関する請願(第一〇号)(第一三三号)
一、療育の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願(第一五五号)

ができるよう、次の事項の実現を図りたい。

一、生活保護基準並びに、障害者・患者・高齢加算、福祉年金、特別児童扶養手当、障害者扶養手当を大幅に引き上げ、障害者福祉年金の諸制限をなくすること。

二、身体障害者の障害等級は現行の等級制度を改め、生活の実態から等級が決定されるようにすること。

三、障害者が一人でも社会生活できるように公共建築物、道路、交通機関、スポーツ・文化施設などを改善して障害者も利用できる町づくりを促進すること。

四、障害者用の公営住宅を大量に建設すること。また住宅を障害者用に改善する費用を支給すること。

五、すべての交通機関の運賃割引を内部障害にも拡充して無料化を進めるとともに、手続きを簡素化すること。特に、国鉄の特急料金を割引すること。

六、在宅障害者施策を抜本的に改善し、福祉手当の引上げと支給対象者のわくの拡大など内容を改善するとともに、必要な人には介護人を派遣すること。

七、通所・通院費、送迎費の負担を軽くすること。

八、障害者の医療費を無料化すること。特に「難病」の治療研究を促進し、更生医療、育成医療の諸制限をなくするとともに、障害者の補装具、自助具の研究開発を急ぐこと。

九、医療費差額、付添費を軽くすること。

十、希望者全員の就学を保障すること。そのためには養護学校の未設置県をなくするとともに必要な学級・学校を増設して就学猶予・免除をなくすること。父母の負担を軽くすること。

十一、身体障害者雇用促進法による雇用基を下回っている官公庁、公共企業、企業を早急に公表するとともに、雇用率を本年度中に達成すること。来年度からは雇用率を二パーセントに引き上げる。

十二、授産所、福祉作業所、福祉工場など医療、生活、労働などの社会福祉施設を数多くつくり、希望する障害者が利用できるようにすること。

十三、学校、施設などの教職員を大幅に増員し、賃金、労働条件を改善すること。また、民間施設へも公立並みの補助をすること。また、家庭奉仕員の身分保障と待遇を改善すること。

十四、労働災害、職業病による障害者の完全な医療、生活保障を大幅に改善し、また、職場復帰訓練のための諸施設を抜本的に拡充、改善すること。

十五、在宅投票制度を改め、すべての障害者が点字投票も含め選挙の投票ができるようにすること。また、点字の選挙公報や手話通訳を制度化すること。

十六、地方自治体が実情に合った障害者対策を実施することができるよう、地方財政の補助を強めること。

十七、障害者と家族で行う、文化行事、キャンプなどのリクリエーションにもつと補助すること。また、点字出版物を公費で増やし、テレビに字幕を入れるよう指導すること。

理由

インフレと不況の波をまともに受けている障害者の生活は、これまで以上に深刻となつてい

高い医療費、義務教育さえ受けられない子どもたち、不況の中で就職はおろか真つ先に解雇されるのは障害者である。インフレの進行は、わずかな福祉年金や福祉手当をたよりに生きている障害者の生活をますます苦しめている。一方、障害者(児)のための学校、施設などに働く者は、低賃金と劣悪な労働条件、過重労働によつて健康が破壊されるという現状になつてい

第四号 昭和五十一年十二月二十七日受理
児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する

障害者(児)が人間として安心して生きて行くこと

紹介議員 市川 房枝君

請願者 東京都港区白金一ノ七ノ八障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会内 梶原康彦外三名

る請願

請願者 東京都東久留米市浅間町一ノ二二
ノ二二 白田昌義外三百六十名
紹介議員 木島 則夫君

一、児童福祉法に基づき、児童保育の制度化を早急に実現すること。
二、その実現までの間、地方自治体や民間で行っている児童保育及び留守家庭児童会等の事業に、補助金を交付すること。
三、下校後の子どもたちの生活実態を速やかに調査し、子どもの成長・発達に必要な施設を増設し、環境の整備を図ること。
理由

一、児童保育施設の設置数は、全国でわずか千五百箇所、利用児童数は、約四万五千名にすぎず、児童保育を必要とすると思われる留守家庭児童二百十万人に対して、圧倒的に不足している。
二、国の児童保育対策が皆無の中で、地方自治体の自主事業のわく内では限界があり、自治体担当者や議会からも国の制度化の実現が望まれている。
三、児童保育は、大臣も国会でその必要性を認めたとくに、児童福祉法の精神から、本来、国が責任を負うべき事業であることは明らかである。

第一〇号 昭和五十一年一月十二日受理
保育事業振興に関する請願(四通)

請願者 東京都千代田区飯田橋四ノ四ノ八
東京中央ビル内社団法人全国私立
保育園連盟会長 黒田玲香外一万
四百六十七名
紹介議員 柳田桃太郎君

要保育児童の全指置体制確立を目指す保育所の整備増設と、保育内容の改善のために、次の事項の解決を、明年度の保育予算上に反映させて早期に実現されたい。

一、保育の質を高め、職員の労働条件を改善するために、人的・物的に最低基準を大幅に改善すること。
二、保育内容を豊かにするために、完全給食、保育教材等、物価に見合った措置費に引き上げ、児童処遇を大幅に改善すること。
三、施設利用者の切実な要求にこたえて、保育料家庭負担を軽減すること。
四、二年計画の最終年度の完全実施を期し、労働基準法が完全に守れるための保母増員を行うこと。
五、保育所職員の専門職化を図り、給与体系、年金制度等の整備された魅力ある保育所にすること。

理由
一、国の保育所整備補助金のわくが狭いために、地方に割り当てられる対象施設数は極めてわずかとなり、殊に私立保育園は、ほとんど建築補助対象の選外にある。
二、保育所の経営を保障する最低基準や保育単価の内容は、極めて貧寒で、保育園のおかれている現行条件下では、労働基準法で決められている休憩や休職さえとれないほどのひどい労働を強いられている。
三、児童や職員の処遇及び施設経営の管理費も劣悪であり、一方、保護者は、年々増額となる高額な保育料負担が、家計圧迫の要因となつてい

る。
第一三三号 昭和五十一年一月十四日受理
保育事業振興に関する請願
請願者 福岡県築上郡築城町安武 後藤宏
一外一万四千九百三十名
紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第五号 昭和五十一年一月二十二日受理
療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願(四通)

請願者 神奈川県横須賀市三春町四ノ四一
横須賀市鍼灸・按摩マッサージ
指圧師会内 広田昭義外三名
指圧師 竹田 四郎君
紹介議員 竹田 四郎君

あん摩、マッサージ、指圧、はりきゅう及び柔道
整復以外の医業類似行為(いわゆる療術)につ
ては、既に、あん摩、マッサージ、指圧師、はり
師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律
第二百十七号)により規制されているので、私ども
も全国のあん摩、マッサージ、指圧師、はり師、
きゅう師の団体及び視覚障害者の団体は、次の理
由により療術の制度化に反対であるから善処せら
れたい。

理由
一、カイロプラクテック、器技などの療術行為は、既にあん摩、マッサージ指圧師の業務範囲に属し、その免許を取得することにより開業できるのでこれを独立させる必要はない。
二、電気光線療法のうち、高度のものは医業に属し、輕易なものあん摩、マッサージ指圧等の補助手段として併用が認められてきており、これを分離して独立業種とすることはあん摩、マッサージ、指圧師等の業権を侵し国の医療制度を乱すことになる。
三、法律第二百十七号公布の際、届出医業類似行為の取扱いは昭和三十年をもつて業務を廃止することになっていたが、三度にわたる期限延長の末、昭和三十三年には無期限営業許可の規定が生まれ、業界、業界に大きな禍根を残した。

四、法律第十二条及び同条の二の規定を守つていれば新規開業はないはずであるが、無資格営業者は年ごとに増加してきた。昭和三十五年療術行為にかかる最高裁判所の判決では「有害のおそれのない療術行為の禁止、処罰は違法である」との判旨が示されて、療術業者は公然と講習会を開いて、無資格者を含めて団体を作り、

独立免許制度の実現によつてすべてを合法化しようとしている。

五、個々の療術に対する具体的措置については、厚生大臣があん摩等中央審議会の答申をうけて、医学的、技術的分野の専門家による研究班を委嘱し、療術の有効性有害性など調査研究が進められており、調査結果を待つのが至当で、療術の制度化は、施術者の業権を侵し視覚障害者の職域を奪つてその生活を圧迫し、ひいてはわが国の医療体系を乱し、国民の健康保持及び公衆衛生の向上を阻害するおそれがある。

二月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、無認可保育所に対する大幅助成等に関する請願(第二八六号)

一、スト権スト問題の解決策等に関する請願(第一七号)

一、保育事業振興に関する請願(第一九号)(第六五号)(第二八九号)

一、増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願(第二二二号)(第二三三号)(第二四四号)

(第二五五号)(第二六六号)(第二七七号)(第二八八号)

(第二九〇号)(第三〇〇号)(第三一〇号)(第三二二号)

(第三三三号)(第三四四号)(第三五五号)(第三六六号)

(第三七七号)(第三八八号)(第三九九号)(第四〇〇号)

(第四一〇号)(第四二二号)(第四三三号)(第四四四号)

(第四五五号)(第四六六号)(第四七七号)(第四八八号)

(第四九九号)(第五〇〇号)(第五一一号)(第五二二号)

一、市町村社会福祉協議会の法制化に関する請願(第五八八号)

一、新鮮血対策の確立に関する請願(第五九号)

第一六号 昭和五十一年一月二十三日受理
無認可保育所に対する大幅助成等に関する請願
請願者 静岡県浜松市幸町二五ノ一 竹
内善吉外九名
紹介議員 市川 房枝君
一、基本要求として、

- 1 希望する児童が全員入所できる保育所を大量に増設すること。
 - 2 現状に見合わない児童福祉施設の最低基準を抜本的に改定すること。
 - 3 産休明けからの零歳児保育並びに父母の労働時間を保障する保育時間の延長を、公立でするように制度化すること。
 - 4 保育単価を大幅に引き上げ、保母定数基準と労働条件を抜本的に改善すること。
 - 5 保育所の父母負担（保育料）を軽減すること。
- 二、以上の基本要件が実現されるまでの緊急措置として、
- 1 無認可保育所に措置費に見合った委託費を支給すること。
 - 2 無認可保育所が認可を容易に受けることができるような措置をとること。
 - 3 研究者、代替保母費用を設けるなど、保育所で働く者の労働条件を改善するため、具体的に予算化すること。
 - 4 保育所で働く職員と児童の定期健康診断と事故保険を公費で実施すること。
 - 5 職場保育所の子供たちに良い保育がなされるよう、指導と援助を行うこと。
 - 6 設備、整備の援助金を出すこと。

理由

「産休明けからの零歳児保育を」の声は高まり、無認可保育所は増えており、全国で保育に欠ける児童のうち、無認可保育所に預けられている子どもは五万人以上と推定されている。公立保育園が増設されても、産休明けからの零歳児保育を行わない限り、無認可保育所は絶対に解消されないことは、これをみても明らかである。各地方自治体では、働く母親の要求を受け、無認可保育所への援助を、国より先に行っているが、本来なら国が当然率先して行う仕事である。

第一七号 昭和五十一年一月二十三日受理

スト権スト問題の解決策等に関する請願

請願者 東京都港区六本木五ノ一ノ二一

紹介議員 向井 長年君

一、争議権検討の原点について

1 憲法上では、勤労者と公務員は区別されており、勤労者の争議行為については、これを制限することが許されるが、これを禁止することは許されないというところ、並びに公務員の争議行為については、実定法にゆだねられているというところを確認すること。

2 国民の諸権利については憲法第十二条における公共の福祉のための利用責任を尊重して、その過度な行使を抑制することにより適正な調整を図るようになすこと。ただし、弱い住民の受忍限度を侵さないように公共の福祉概念を明確にすること。

二、スト権スト問題の解決策について

1 三公社の従業員は憲法第二十八條の勤労者に該当するから、公労法第十七条における争議行為の禁止を解き、電気事業等と同様に争議行為の方法の規制を行うようにすること。

また、五現業の従業員は、憲法第十五條の公務員に該当するから、実定法をもつて適宜禁止または制限をすること。ただし、スト権制限の程度は、日本国有鉄道が最も厳しく、日本電信電話公社、日本専売公社の順に小さいものとする。

2 日本国有鉄道の労働関係法は他の二公社と切り離して単独法とし、これに、民間の損害賠償を容易にするための条項（スト量算定基準、スト被害額算定基準、国鉄労働組合員の賠償責任の限度等に関する条項）を折り込むとともに、スト権の許容限度は、各区分について一日当たり一割減車減速（スト量二十パーセント）程度とし、年間通算十日間を超えてはならないものとする。なお、私鉄・バス等についても争議行為の方法を規制するものとし、日本国有鉄道におけるスト権

の許容限度に準ずること。

三、公労法による解雇者に対する大赦的措置について

公労法によつて解雇された三公社五現業の解雇者に対しては大赦的措置をもつて、その解雇を取り消すとともに、復職後は各自の能力が十分發揮できるように待遇すること。

第一九号 昭和五十一年一月二十三日受理

保育事業振興に関する請願（三通）

請願者 兵庫県神崎郡福崎町馬田 光山美

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第六五号 昭和五十一年一月二十八日受理

保育事業振興に関する請願

請願者 高知市五台山三、三六〇五台山保育園内 水口和香子外千五百三十七名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第六九号 昭和五十一年一月二十九日受理

保育事業振興に関する請願（二通）

請願者 兵庫県朝来郡朝来町多々良木 井上利之介外六百二十五名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二二号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市鴨居一ノ二、七

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三三号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市中区中村町四ノ二七四ノ一

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

一、労働災害・職業病の発生を防止し、勤労国民の命と健康を守り、賃金など労働諸条件を保障し、国民の期待にこたえる行政体制を確立するため必要な大幅増員を行うこと。

二、労働保険全面適用に伴う業務量の増大に対し、大幅な増員を行うこと。

三、現在の雇用失業情勢に伴う行政需要に相応する大幅な人員増を確保すること。

四、勤労婦人の地位向上と男女差別解消を推進する婦人少年行政の拡充を図り、行政需要に相応する増員を行うこと。

五、新規業務の導入に当たっては、必ずそれに伴う人員・予算を確保すること。

六、総定員法を撤廃し、第三次定員削減計画を中止すること。

七、総定員法の最高限度定員を拡大し、少なくとも最高限度定員と、実人員との差の解消を直ちにを行うこと。

理由

労働基準局、労働基準監督署等に働く労働者は、政府・労働省の人減らし政策の中で極度の労働強化を強いられ、国民サービス、労働者保護行政が形骸化されていることに大きな不満と憤りを感じている。また、幾度かの国会附帯決議、審議会の答申にもかかわらず「増員」要求は無視されたまま現在に至り、適職紹介、雇用保険の早期給付及び国民の命を守るための安全・衛生指導など労働者のための行政の推進に大きな影響を与えている。

第三三号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市中区中村町四ノ二七四ノ一

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二四号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区本宿町一二三

荻田小太郎外九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二五号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 横浜市神奈川区二ツ谷町四 高橋

誠二外四十六名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二六号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 横浜市緑区十日市場二三六ノ四

山本より外九十一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二七号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 神奈川県横須賀市坂本町三ノ三〇

鈴木カッ外八十八名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 神奈川県横須賀市長沢四七 中垣

武光外六十九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 横浜市金沢区六浦町四、八三五

出川省一外百五十五名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 横浜市南区中村町一ノ三ノ一 米

山シツ外百九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 神奈川県横須賀市林一ノ六ノ一

中川百合子外九十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三二号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 神奈川県藤沢市本町二ノ二ノ三

石井広一外七十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三三号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市下町屋三六四ノ

一 小川敏夫外百七名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 横浜市港北区新羽町二、〇二三

向井磯喜外八十五名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三五号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 川崎市多摩区長尾一ノ八ノ二二

西村きよ外九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三六号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 川崎市高津区末長二、〇三〇 奥

田トミ外八十一名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三七号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 横浜市緑区榎が丘三〇ノ二 秦光

男外五十五名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 川崎市高津区二ノ二四五 小川源

一外八十九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三九号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 川崎市多摩区生田二二七 太田き

み外百十一名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四〇号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 神奈川県大和市中央五ノ四ノ一七

白石英二外五十八名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 青森市花園二ノ二ノ二 成田由紀

子外百十二名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二号 昭和五十一年一月二十六日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 青森市簡井字桜川三一六ノ二七

山内恵子外五十一名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三号 昭和五十一年一月二十六日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願
請願者 埼玉県岩槻市小溝一六三ノ三八
紹介議員 園田敏明外百十名
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第四四号 昭和五十一年一月二十六日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願
請願者 宮城県白石市大平中目字今森脇六
二 佐久間みさ子外百二十六名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第四五号 昭和五十一年一月二十六日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願
請願者 宮城県石巻市大瓜字前田二五八ノ
二 津田和枝外百六名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第四六号 昭和五十一年一月二十六日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願
請願者 宮城県白石市半沢屋敷西一〇六
高橋洋子外百九名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第四七号 昭和五十一年一月二十六日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願
請願者 宮城県仙台市中倉二ノ一一ノ五
中平義行外九十九名
紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第四八号 昭和五十一年一月二十六日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願
請願者 宮城県気仙沼市南が丘二ノ一ノ二
八 佐々木勇一外百九名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第四九号 昭和五十一年一月二十六日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願
請願者 宮城県気仙沼市栄町七ノ三三 後
藤孝二外百二十九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第五〇号 昭和五十一年一月二十六日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願
請願者 宮城県気仙沼市字柳沢三二 吉田
頼子外百十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第五一号 昭和五十一年一月二十六日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願
請願者 横浜市港北区日吉本町一、八六五
全電通日吉分会内 久保田時郎外
百十一名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第五二号 昭和五十一年一月二十六日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願
請願者 秋田市八橋字下八橋一〇一 高橋
栄子外百十名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第五八号 昭和五十一年一月二十八日受理
市町村社会福祉協議会の法制化に関する請願
請願者 茨城県水戸市三の九一ノ五ノ三八
茨城県議会議長 西野恒郎
紹介議員 郡 祐一君

社会福祉事業法を改正し、市町村社会福祉協議会
の充実強化を図りたい。

理由
市町村社会福祉協議会は、その地域における民間
社会福祉活動の中核として住民の福祉向上に重要
な役割を果たしつつあるが、社会福祉事業法で
は、市町村社会福祉協議会に関する規定がなく、
その法的な位置づけがなされていないため、社会福
祉活動の進展に大きな障害となつてゐる。

第五九号 昭和五十一年一月二十八日受理
新鮮血対策の確立に関する請願
請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四二愛
媛県議会議長 吉岡真吾
紹介議員 増原 恵吉君

心臓病疾患等の手術に必要な多量の新鮮血は、ほ
とんどが患者と家族によつて確保されている現状
であり、その精神的、経済的負担は計り知れない
ものがあるから、この実情を十分認識し、早急に
医療上必要なすべての血液の確保、供給、研究体
制の強化を図るよう強く要望する。

法案
母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措
置法

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 雇用に係る特別措置(第三条・第十
一条)
第三章 失業者に対する特別措置(第十二条・
第二十一条)
第四章 雑則(第二十二條・第二十三條)
附則

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、母子家庭等の生活の状況に
かんがみ、その生活の安定に資するため、母子
家庭の母等が適当な職業に就くことを促進する
ための特別の措置を講ずることにより、その職
業の安定を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「母子家庭の母等」と
は、次に掲げる女子であつて、その者の要保護
者と同居して、これを監護し又は養護している
ものをいう。

一 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実
上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以
下同じ。)と死別した女子で現に婚姻(婚姻の
届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様
の事情にある場合を含む。)をしていないもの
その他の配偶者のない女子

二 配偶者の生死が明らかでない女子
三 配偶者から遺棄されている女子
四 配偶者が精神又は身体上の障害により長期に
わたつて労働能力を失つてゐる女子
五 前三号に掲げる者に準ずる女子で政令で定
めるもの

2 前項の要保護者は、次に掲げる範囲の者とす
る。
一 未成年の、又は精神若しくは身体に障害
(政令で定める程度の障害に限る。以下この

母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置
法案(小平芳平君外一名発議)

二月九日本委員会に左の案件を付託された。
一、母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別
措置法案(小平芳平君外一名発議)

母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置

項において同じ。のある子（養子の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）

二 精神又は身体に障害のある配偶者

三 第一号に掲げる者のほか、未成年若しくは六十五歳以上の、又は精神若しくは身体に障害のある三親等内の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子を含む。以下同じ。）

3 前項第三号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族が、第一項各号に掲げる女子のほか、その前項第三号に掲げる者と同居している場合は、同項の規定にかかわらず、その同号に掲げる者は、当該女子の要保護者となしな。ただし、当該配偶者若しくは三親等内の親族が、未成年若しくは六十五歳以上であり、若しくは精神若しくは身体に政令で定める程度の障害があるとき又は当該配偶者若しくは三親等内の親族にその同号に掲げる者を監護し若しくは養護することについて困難な事情があると認められるときは、この限りでない。

第二章 雇用に関する特別措置

（求人条件等）

第三条 公共職業安定所は、母子家庭の母等でないことを条件とする求人の申込みを受理しないことができる。

2 公共職業安定所は、母子家庭の母等とその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、労働時間その他の求人の条件について指導するものとする。

3 公共職業安定所は、母子家庭の母等を雇用し又は雇用しようとする者に対して、労働時間、配置、事業所内託児施設等の設置等母子家庭の母等の雇用に関する技術的事項について、必要な助言その他の援助を行うことができる。

（職業紹介等を行う施設の整備等）

第四条 国は、母子家庭の母等に対する職業紹介等を効果的に行うために必要な施設の整備に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体等が、母子家庭の母等に対し職業に関する相談に応ずる業務を行う施設を設置する等母子家庭の母等の雇用を促進するための措置を講ずる場合には、必要な援助を行うことができる。

（雇率の設定）

第五条 労働大臣は、政令で定めるところにより、母子家庭の母等の雇率を設定することができる。

（雇用に関する国等の義務）

第六条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の総裁（以下「任命権者等」という。）は、職員の採用について、当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に勤務する母子家庭の母等である職員の数が、当該機関の職員の総数に、前条の規定により設定する母子家庭の母等の雇率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）未満である場合には、母子家庭の母等である職員の数がその母子家庭の母等の雇率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、母子家庭の母等の採用に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の「職員」とは、国若しくは地方公共団体又は日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の機関に常時勤務する職員であつて、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員、警察官、船員である職員その他政令で定める職員以外のものをいう。

（採用状況の通報等）

第七条 任命権者等は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を労働大臣（市町村の任命権者にあつては、都道府県知事。次項において同じ。）に通報しなければならない。

2 労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した任命権者等に対して、その適正な実施に関する事項を勧告することができる。

（一般雇率主の雇用義務）

第八条 常時労働者（坑内労働者、船員その他労働者令で定める労働者以外の労働者をいう。以下同じ。）を使用する事業所（国及び地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の機関を除く。次条において同じ。）の雇用主は、労働者の雇入れについては、常時使用する母子家庭の母等である労働者の数が、常時使用する労働者の総数に、第五条の規定により設定する母子家庭の母等の雇率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）以上であるように努めなければならない。

（雇入れに関する計画）

第九条 公共職業安定所長は、母子家庭の母等の雇用を促進するため特に必要があると認めるときは、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する母子家庭の母等である労働者の数が前条の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められるものの雇用主に対して、母子家庭の母等である労働者の数がその前条の規定により算定した数以上となるようにするため、母子家庭の母等の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

2 雇用主は、前項の規定により母子家庭の母等の雇入れに関する計画を作成したときは、遅滞なく、これを公共職業安定所長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 公共職業安定所長は、母子家庭の母等の雇入れに関する計画が著しく不適当であると認めるときは、当該雇用主に対してその変更を勧告することができる。

（事業主に対する給付金等）

第十条 国は、事業主に対して、公共職業安定所の紹介により母子家庭の母等を雇入れることを促進するため、雇用対策法（昭和四十一年法律第三十二号）の規定に基づき、給付金を支給することができる。

（雇用促進事業団）

第十一条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十一年法律第十六号）第十九条第三項第一号の業務を行うにあつては、事業主が母子家庭の母等を雇入れることを促進するため、事業所内託児施設その他の福祉施設等の設置又は整備に要する資金の貸付けの実施基準等について特別の配慮を加えるものとする。

（母子家庭の母等求職手帳の発給）

第十二条 公共職業安定所長は、母子家庭の母等である失業者であつて労働者令で定める年齢未満のものが次の各号に該当する場合には、その者の申請に基づき、母子家庭の母等求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

第三章 失業者に対する特別措置

一 公共職業安定所に求職の申込みをしていること。

二 誠実かつ熱心に就職活動を行う意欲を有すると認められること。

三 第十五条第一項各号に掲げる措置を受ける必要があると認められること。

四 前三号に掲げるもののほか、生活の状況その他の事項について労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める要件に該当すること。

（手帳の有効期間）

第十三条 手帳は、労働者令で定める期間、その効力を有する。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者であつて、前項の手帳の有効期間を経過してもなお就職が困難であり、引き続き第十五条第一項各号に掲げる措置を実施する必要があると認められるものについて、その手帳の有効期間を労働者令で定める期間延長することができる。

（手帳の失効）

第十四条 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当

すると認めるときは、その効力を失う。

一 母子家庭の母等でなくなつたとき。

二 新たに安定した職業に就いたとき。

三 第十二条各号に掲げる要件のいずれかを欠

くに至つたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、労働大臣が中

央職業安定審議会の意見を聴いて定める要件

に該当するとき。

2 前項の場合においては、公共職業安定所長

は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知

するものとする。

(計画の作成)

第十五条 労働大臣は、手帳の発給を受けた者の

就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置

が効果的に関連して実施されるための計画を作

成するものとする。

一 職業指導及び職業紹介

二 公共職業訓練施設の行う職業訓練

三 国又は地方公共団体が実施する訓練(前号

に掲げるものを除く。)であつて、失業者に作

業環境に適応することを容易にさせ又は就職

に必要な知識及び技能を習得させるために行

われるもの(国又は地方公共団体の委託を受

けたものが行うものを含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、労働省令で定

めるもの

2 労働大臣は、前項の計画を作成しようとする

場合には、中央職業安定審議会の意見を聴かな

ければならない。

(公共職業安定所長の指示)

第十六条 公共職業安定所長は、手帳を発給する

ときは、その手帳の発給を受ける者に対して、

その者の知識、技能、職業経験その他の事情に

応じ、当該手帳の有効期間中前条第一項の計画

に準拠した同項各号に掲げる措置(以下「就職

促進の措置」という。)の全部又は一部を受ける

ことを指示するものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者

について当該手帳の有効期間を延長するとき

は、あらためて、その延長された有効期間中就

職促進の措置の全部又は一部を受けることを指

示するものとする。

3 公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた

者の就職促進の措置の効果が高めるために必要

があると認めるときは、その者に対する指示を

変更することができる。

(関係機関等の責務)

第十七条 職業安定機関、地方公共団体及び雇用

促進事業団は、前条第一項又は第二項の指示を

受けた者の就職促進の措置の円滑な実施を図る

ため、相互に密接に連絡し、及び協力するよう

に努めなければならない。

2 前条第一項又は第二項の指示を受けた者は、

その就職促進の措置の実施にあたる職員の指導

又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに

職業に就くように努めなければならない。

(手当の支給)

第十八条 国及び都道府県は、第十六条第一項又

は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受け

る者に対して、その就職活動を容易にし、か

つ、生活の安定を図るため、手帳の有効期間

中、雇用対策法の規定に基づき、手当を支給す

ることが出来る。

(就職促進指導官)

第十九条 就職促進の措置としての職業指導は、

職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)

第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせる

ものとする。

(報告の請求)

第二十条 公共職業安定所長は、第十六条第一項

又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受

ける者に対し、その就職活動の状況について報

告を求めることができる。

(労働省令への委任)

第二十一条 この章に定めるもののほか、手帳の

発給、返納その他手帳に関し必要な事項及び第

十六條第一項又は第二項の指示の手続に関し必

要な事項は、労働省令で定める。

第四章 雑則

(政府の義務)

第二十二条 政府は、この法律に定めるもののほ

か、母子家庭の母等の雇用の促進を図るため、

託児施設の設定又は整備の助成その他必要な措

置を講ずるものとする。

(事業主の義務)

第二十三条 事業主は、母子家庭の母等の就労を

容易にするため、労働時間、配置、事業所内託

児施設の利用等について、特別の配慮をするよ

うに努めなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から

施行する。ただし、附則第三条中労働省設置法

(昭和二十四年法律第六十二号)第十三条第一

項の表中央職業安定審議会の項の改正規定は、

公布の日から施行する。

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法の一部を次のように改正す

る。

第九条の二第二項中「又は第二項」を「若し

くは第二項又は母子家庭の母等の雇用の促進に

関する特別措置法(昭和五十一年法律第 号)

第十六条第一項若しくは第二項」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第三条 労働省設置法の一部を次のように改正す

る。

第四条中第三十八号の五を第三十八号の六と

し、第三十八号の三及び第三十八号の四を一号

ずつ繰り下げ、第三十八号の二の次に次の一号

を加える。

三十八の三 母子家庭の母等の雇用の促進に

関する特別措置法(昭和五十一年法律第

号)に基づいて、母子家庭の母等であ

る失業者の就職促進の措置に関する計画を

定め、及び母子家庭の母等の雇入れに関す

る計画の作成を命ずること。

第十条第一項中第三号の三を第三号の四と

し、第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 母子家庭の母等である失業者の就職

促進の措置に関する計画の作成及び母子家

庭の母等の採用又は雇入れに関する計画に

関すること。

第十条第一項第八号中「及び沖縄振興開発特

別措置法(第六章(職業訓練に関する部分を除

く)の規定に限る。)」を「沖縄振興開発特別措

置法(第六章(職業訓練に関する部分を除く。))

の規定に限る。及び母子家庭の母等の雇用の促

進に関する特別措置法(職業訓練に関する部分

を除く。)」に改める。

第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項

中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特

別措置法」を「中高年齢者等の雇用の促進に

関する特別措置法及び母子家庭の母等の雇用の

促進に関する特別措置法」に改める。

第十八条第一項中「及び中高年齢者等の雇用

の促進に関する特別措置法(これに基づく命令

を含む。)」を「中高年齢者等の雇用の促進に

関する特別措置法(これに基づく命令を含む。)

及び母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別

措置法(これに基づく命令を含む。)」に改め

る。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第四条 雇用促進事業団法の一部を次のように改

正する。

第十九条第三項第一号中「雇入れれる事業

主」の下に「、母子家庭の母等の雇用の促進に

関する特別措置法(昭和五十一年法律第 号)

第二条第一項に規定する母子家庭の母等を雇

入れれる事業主」を「労働者住宅」の下に「、事

業所内託児施設」を加える。

(雇用対策法の一部改正)

第五条 雇用対策法の一部を次のように改正す

る。

第十九条及び第二十條の二中「又は身体に障

害のある者」を「、身体に障害のある者又は母

子家庭の母等」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第六条 社会保険労務士法(昭和四十二年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十号の七の次に次の一号を加える。

二十の八 母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十一年法律第 号)

この法律施行に要する経費は、初年度約一五〇億円、平年度約三〇〇億円の見込みである。

二月十三日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願(第七二号)(第七二八号)
一、増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願(第七三三号)(第七四四号)(第七五五号)(第七六六号)(第七七七号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)(第七八一号)(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)(第七八五号)(第七八六号)(第七八七号)(第七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第七九一号)(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二号)(第八〇三号)
一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第一二九号)(第一三〇号)
一、保育事業振興に関する請願(第一五六号)
一、全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願(第一六五号)(第一六六号)(第一六七号)(第一六八号)(第一六九号)(第一七〇号)(第一七三三号)(第一九二九号)(第一九三〇号)

第七二号 昭和五十一年一月三十日受理
児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する

る請願

請願者 東京都清瀬市中里六ノ九五ノ一八ノ四〇六 中山千恵子外三百二十七名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二二八号 昭和五十一年二月三日受理
児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願
請願者 東京都田無市南町五ノ一二ノ二 曾根重芳外七百九十二名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七三三号 昭和五十一年一月三十日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願
請願者 秋田市新屋比内町七ノ一三 佐々木晋逸外百二十四名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七四四号 昭和五十一年一月三十日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願
請願者 香川県大川郡大内町水主四、六八二 大森弘樹外七十九名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七五五号 昭和五十一年一月三十日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願
請願者 香川県綾歌郡国分寺町国分一、三七三〇二 橋川憲仁外五十名
紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七六六号 昭和五十一年一月三十日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願
請願者 香川県香川郡香川町浅野三八五ノ七一 片山雄子外八十九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七七七号 昭和五十一年一月三十日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願
請願者 香川県観音寺市上市町甲三、一三七 織田恵美子外九十九名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七七八号 昭和五十一年一月三十日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願
請願者 香川県木田郡三木町池戸一、四六八ノ二 青木勝治外百二十一一名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七九九号 昭和五十一年一月三十日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願
請願者 新潟県見附市学校町一ノ一五ノ五 鈴木好子外百三十名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八〇〇号 昭和五十一年一月三十日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願
請願者 新潟県柏崎市荒浜二ノ六ノ一一

桑原直美外百十八名
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八一号 昭和五十一年一月三十日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願
請願者 新潟県柏崎市東港町六ノ三 小山孝雄外九十三名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八二二号 昭和五十一年一月三十日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願
請願者 新潟県三条市西四日町六三ノ五 関口大助外百二十八名
紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八三三号 昭和五十一年一月三十日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願
請願者 北海道松山郡江差町字茂尻町一五七 浜口金治外八十七名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八四四号 昭和五十一年一月三十日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願
請願者 札幌市白石区東札幌一条四丁目 加川留里子外九十七名
紹介議員 野々山 一三君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八五五号 昭和五十一年一月三十日受理
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 神奈川県小田原市東町三ノ六ノ二

一 神保洋外百二十七名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八六号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 札幌市西区発寒四條六丁目 前田

美代子外五十二名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八七号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 北海道江別市大沢町五 多賀一也

外百十七名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八八号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 北海道江別市弥生町二八〇ノ三〇

二 高橋綾子外八十六名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八九号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 北海道岩見沢市八条東四丁目 吉

川明光外百十六名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第九〇号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 北海道稚内市宝来五ノ二ノ一〇

谷口紀教外八十九名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第九一号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 北海道名寄市西六条南五丁目 安

永光江外百三十三名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第九二号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 北海道函館市松陰町一ノ一六

井山恵美子外八十五名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第九三号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 北海道函館市松陰町二五ノ一一

横山悦子外九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第九四号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 北海道函館市東山町四八ノ九九

高橋康外百九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第九五号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 北海道室蘭市高砂町一ノ五ノ一七

大谷彪外百十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第九六号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 北海道室蘭市本輪西町三ノ三七ノ

六 鈴木剛外八十二名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第九七号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 札幌市北区篠路町拓北八二ノ五三

五 岡部信良外五十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第九八号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 北海道留萌市沖見町五丁目 阿部

盛夫外八十八名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第九九号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 北海道旭川市春光台二条四丁目

坂本正義外九十七名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一〇〇号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 北海道旭川市住吉町一条三、六七

五 島辰巳外八十四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一〇一号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 札幌市北区北六条西六丁目 釜鈴

実外九十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一〇二号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 山形市七日町五ノ九ノ九 浅尾定

義外七十八名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一〇三号 昭和五十一年一月三十日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する

請願

請願者 山形県米沢市中央二ノ二ノ一五

小見和夫外七十一名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一二九号 昭和五十一年二月三日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市西区大金山町一ノ四二 安藤つね外二十名

紹介議員 片山 基市君

一、一般民間の空襲による戦災犠牲者、傷害者、死没者遺族等に対する戦時災害援護法を早急に制定すること。

二、一般民間戦災犠牲者、傷害者、死没者遺族等の全国的調査を、国の責任において実施すること。

理由

先の大戦の際、軍人軍属、準軍属だけでなく多数の国民が空襲その他の戦時災害により、傷害を受け、又は死亡したが、戦後三十年余、これらの戦争犠牲者とその遺族に対しては、なんらの援護も行われていない。

第二〇一号 昭和五十一年二月五日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市板戸三五六 佐藤成子外二十名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一五六号 昭和五十一年二月三日受理

保育事業振興に関する請願

請願者 岐阜県養老郡養老町栗笠岐阜県私立保育園連盟内 伊東博外八千六百七十七名

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一六五号 昭和五十一年二月四日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

請願者 三重県伊勢市岡本一ノ三ノ二 辻本雅洋外五百五十九名

紹介議員 野坂 参三君

一、全国一律最低賃金制確立

(一) 決定方式

1 全国一律最低賃金の法制化を図ること。
なお、この決定により実効性のあがらない産業、業種、地域に関しては、全国一律最低賃金に上積みすることができるようになること。

(二) 決定基準

2 労働協約の拡張適用を制度化すること。
最低賃金額の決定は、生計費、賃金事情を基準に毎年改定すること。

(三) 決定機構

最低賃金を決定する権限をもつ最低賃金委員会を次のとおり設置すること。

1 最低賃金委員会を中央、地方にそれぞれ設置すること。

2 最低賃金委員会は、労使同数の委員とそれより少数のあつた旋回の立場の中立委員をもつて構成すること。

3 労使委員は、それぞれの団体で推薦し、中立委員の選出は労使委員の同意を要すること。

以上を基礎にして作成された四野党の共同法案の早期実現を図ること。

二、雇用・失業保障制度の抜本改善

1 失業給付の給付日数を一律に百八十日（六箇月）延長するとともに、日雇失業給付の受給要件を緩和すること。

2 中高年齢者、婦人労働者、身障者の雇用安定並びに臨時・パートタイマー・下請・季節労働・日雇労働者の雇用の確保と安定を図るため緊急措置を含め、制度改善を図ること。

3 雇用調整給付金制度を改善すること。

4 未払い労働債権の優先確保と全額立替払制度の確立を図ること。

5 週四十時間・完全週休二日制の法制化を図ること。

6 中小企業に対する金融措置等、その安定策を緊急に図り、中小企業労働者の雇用安定を

期すること。

7 国民生活・福祉のための公共事業を拡大し、就労保障を措置すること。

三、年金制度の抜本改善

1 労働者年金の年金額は二十年でやめるときに賃金の六十パーセント（共済年金）または、当該年度の製造業男子労働者の平均賃金の六十パーセント（厚生年金）を基準として保障すること。

2 国民年金は、当面一人月四万円（夫婦で八万円）、福祉年金は当面一人月三万円（夫婦で六万円）以上に引き上げること。

3 すべての年金の最低水準を決める最低年金制を制定すること。最低年金制の金額は、年度ごとの全国全産業一律最低賃金制の金額との関連等決定すること。

4 労働者の賃上げ率にあわせて、すべての年金水準を毎年四月一日に自動的に引き上げ、年金賃金スライド制を確立すること。

5 年金財政の積立方式をやめて、賦課方式にすること。そのため労働組合代表の参加する民主的機関を発足させ、今年度中に実施すること。

6 年金財源の負担割合を国三十パーセント、労働者三（二）一（一）パーセント、資本金七（四）九（九）パーセントに法改正すること。併せて当面、現行保険料、掛金の負担割合を三対七とする法改正及び行政指導を行うこと。

7 年金は非課税とすること。

8 年金の併給制限をすべてなくし、支給開始年齢になつたら無条件で年金を支給すること。

9 五人未満事業労働者への厚生年金の適用拡大を図ること。

理由

総需要抑制政策に基づく不況とインフレにより、雇用情勢は悪化の一途をたどり、労働者と国民の生活はかつてない危機に見舞われ、経営者は賃上げを低水準に抑えこんだばかりでなく、首切り、配転、休業等の雇用合理化を強行している。その被害を最も強く受けるのは、臨時工等の不安定雇用労働者と中高年齢労働者である。このような事態を招いているのは、全国一律最低賃金制が確立されていず、雇用・失業保障制度に不備があり、年金制度が極めて劣悪であるためである。

第一六六号 昭和五十一年二月四日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

請願者 北海道十勝郡浦幌町帯富 清水勝利外千三百四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第一六七号 昭和五十一年二月四日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

請願者 北海道足寄郡足寄町東四区 菅原英輝外六百七十二名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第一六八号 昭和五十一年二月四日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

請願者 北海道釧路市愛国三九ノ一、七二三 志谷初江外千三百九十六名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第一六九号 昭和五十一年二月四日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

請願者 神戸市東灘区森北町五一ノ五三 松井久敬外千七百五十五名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第一七〇号 昭和五十一年二月四日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

請願者 高知県安芸郡馬路村馬路 久保繁

幸外九百四十三名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第一七三号 昭和五十一年二月四日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

請願者 高知県香美郡物部村別府 田中久

義外五百四十四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第一九九号 昭和五十一年二月五日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

請願者 岐阜県高山市片野町一五六九 東

光三外九百八十五名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第二〇三号 昭和五十一年二月五日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市神田四〇二ノ二 大

平清外千八百四十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度		年	金	額
特	別	項	症	第一項症の年金額に、七一一、五〇〇円以内の額を加えた額
第一	項	症		二、四四五、〇〇〇円
第二	項	症		一、九八〇、〇〇〇円
第三	項	症		一、五八九、〇〇〇円
第四	項	症		一、一九八、〇〇〇円
第五	項	症		九二九、〇〇〇円
第六	項	症		七〇九、〇〇〇円
第一	款	症		六六〇、〇〇〇円
第二	款	症		六一一、〇〇〇円
第三	款	症		四六五、〇〇〇円
第四	款	症		三六七、〇〇〇円
第五	款	症		三一八、〇〇〇円

第八条第二項中「六万円」を「七万二千元」に、「一万八千元」を「二万四千元」に、「四万二千元」を「四万八千元」に、「三万六千元」を「四万八千元」に改め、同項第二号及び第三号中「生計をともし」を「生計を共にし」に改め、同条第三項中「六万円」を「七万二千元」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

不具廢疾の程度		金	額
第 一 款 症		二、六〇一、〇〇〇円	
第 二 款 症		二、一五八、〇〇〇円	
第 三 款 症		一、八五一、〇〇〇円	
第 四 款 症		一、五二一、〇〇〇円	
第 五 款 症		一、二二〇、〇〇〇円	

第二十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項に次の二号を加える。

六 障害年金又は軍人たるによる増加恩給若しくは傷病年金(当該障害年金又は増加恩給若しくは傷病年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ三に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は増加恩給若しくは傷病年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病以外の事由により昭和二十九年四月一日以後に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号及び次項第六号において同じ)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

第二十三条第二項に次の二号を加える。

五 障害年金(当該障害年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ三に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属であつた者の遺族

六 障害年金(当該障害年金の支給事由である負傷又は疾病による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号及び次項第六号において同じ)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号及び次項第六号において同じ)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号及び次項第六号において同じ)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号及び次項第六号において同じ)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号及び次項第六号において同じ)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号及び次項第六号において同じ)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号及び次項第六号において同じ)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号及び次項第六号において同じ)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号及び次項第六号において同じ)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号及び次項第六号において同じ)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号及び次項第六号において同じ)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号及び次項第六号において同じ)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号及び次項第六号において同じ)による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

害年金の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した準軍属であつた者の遺族

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「はじめて」を「初めて」に改め、同項第一号中「夫については」の下に「六十歳以上であること」を加え、同項第三号及び第四号中「且つ」を「かつ」に改める。

第二十六条第一項中「一万八千円」を「二万四千円」に改め、同項第一号中「五十万六千円」を「六十万二千円」(当該先順位者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にする後順位者が二人以上あるときは、六十二万四千二百円)に改め、同項第二号中「前号に規定する額」を「六十万二千円」(これらの先順位者によつて生計を維持し、又はこれらの者と生計を共にする後順位者が二人以上あるときは、六十二万四千二百円)に改める。

第二十七条第一項を次のように改める。

第二十三条第一項第二号から第五号までに掲げる遺族に支給する遺族年金及び同条第二項第二号から第四号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金については、前条第一項中「二万四千円」とあるのは「一万八千円」と、「六十万二千円」とあるのは「四十五万九千二百円」と、「六十二万四千二百円」とあるのは「四十八万三千二百円」とする。

第二十七条第二項中「こえる」を「超える」に、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第一項の規定にかかわらず、第二十三条第一項第六号又は第七号に掲げる遺族に支給する遺族年金の額及び同条第二項第五号又は第六号に掲げる遺族に支給する遺族給与金の額は、前条第一項に規定する先順位者一人につき次の各号に定める額とする。

一 先順位者が一人の場合においては、十万円

二 先順位者が二人以上ある場合においては、十万円を先順位者の数で除して得た額は、十万円を先順位者の数で除して得た額は、第三十二条第三項第一号中「一万八千円」を「二万四千円」に改め、同項第二号及び第三号中「一万三千五百円」を「一万八千円」に改める。

第三十二条の二に次の一項を加える。

2 第二十三条第一項第六号又は第七号に掲げる遺族に支給する遺族年金は、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令により、同一の事由による当該遺族年金に相当する給付を受けることができる者がある場合には、その給付を受けることができる期間、その支給を停止する。

第三十九条の二第一項第一号中「四年」を「六年」に、「八年」を「十二年」に改め、同項第二号中「こえ」を「超え」に改め、同項第三号中「四年」を「六年」に、「八年」を「十二年」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「四万二千六百六十円」を「四万七千十円」に、「四万三千六百六十円」を「四万九千十円」に、「四万五千六百六十円」を「五万十円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「一万八千円」を「二万四千円」に、「六万円」を「七万二千円」に改める。(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律の一部改正)

第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「同法の規定により支給すべき遺族年金の額の十分の七・五に相当する額」を「同法第二十七条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十六条第一項に定める額」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項の次に次の一項を加える。

16 昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法による特別給付金を受ける権利を取得した者に限る)であつたことにより、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日(その日が昭和五十一年十月一日前であるときは、同日)において、第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第六条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第一項の次に次の一項を加える。

(国債の償還金の支払の特例)

2 第五条第一項に規定する国債の償還金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができ

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第七条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「昭和三十八年四月一日」を「昭和四十八年四月一日」に、「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、第五号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による不具廃疾を支給事由とするもの

第二条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え、同条第二項を削る。

三 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十二号)附則第十三条の規定により支給される特別傷病恩給

第三条第一項中「昭和三十八年四月一日」を「昭和四十八年四月一日」に改め、同項第一号中「昭和三十八年四月一日」を「昭和四十八年四月一日」に、「昭和四十二年四月一日」を「昭和五十一年十月一日」に改め、同項第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」を「昭和五十一年十月一日」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 戦傷病者等の妻が前項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において、当該戦傷病者等が増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による不具廃疾を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く)の当該給付に係る不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、当該戦傷病者等の妻に

は、特別給付金を支給する。

第四条第一項中「特別給付金の額は」の下に「前条第一項の特別給付金にあつては」を、「五万円」とし、その下に「同条第二項の特別給付金にあつては三十万円（戦傷病者等恩給法別表第一号表ノ三の第二款証から第五款証までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円）とし、それぞれ」を加える。

附則第二項を次のように改め、附則第三項から附則第十九項までを削る。

（国債の発行の日）

2 第四条第二項に規定する国債の発行の日は、第三条第一項の特別給付金に係るものにあつては昭和五十一年十月一日とし、同条第二項の特別給付金に係るものにあつては当該特別給付金を受ける権利を取得する日とする。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「一万八千円」を「二万四千円」に、「二万三千五百円」を「一万八千円」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、第五条、第七条、附則第五条及び附則第六条の規定は、同年十月一日から施行する。

（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。第二十三条第一項及び第二項、第二十五条第一項第一号並びに第三十九条の二第一項第一号及び第三号の規定の改正により遺族年金、遺族給与金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき

者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる遺族援護法の規定中同表の中欄に掲げる日

又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第二十五条第一項	昭和二十七年四月一日	昭和五十一年七月一日
第二十五条第一項	昭和二十七年四月二日	昭和五十一年七月二日
第二十五条第三項	昭和三十一年一月一日	昭和五十一年七月一日
	昭和三十四年一月二日	昭和五十一年七月二日
	昭和三十四年一月二日	昭和五十一年七月二日
第二十九条第一項第二号及び第四号	昭和二十七年三月三十一日	昭和五十一年六月三十日
第二十九条第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和五十一年六月三十日
第三十条第一項	昭和二十七年四月	昭和五十一年七月
第三十条第三項	昭和三十一年一月	昭和五十一年七月
	昭和三十四年一月	昭和五十一年七月
	同年同月一日	昭和五十一年七月一日
第三十九条の四第二項	昭和三十一年十月	昭和五十一年七月
	昭和三十九年十月	昭和五十一年七月
	昭和四十五年十月	昭和五十一年七月
第三十九条の六	昭和三十一年十月一日	昭和五十一年七月一日
	昭和四十五年十月一日	昭和五十一年七月一日
第三十九条の六第二項	同日	昭和五十一年七月一日

（遺族年金等の支給の特例）

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十九号）附則第三条第一項及び第二項中「以後婚姻」とあるのを「以後遺族援護法の施行前に婚姻」と、遺族援護法の施行の日とあるのを「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）の施行の日」と読み替えてこれらの規定を適用したとするならば、遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得して引き続き昭和五十一年七月一日までその権利を有することとなる者には、当該遺族年金又は遺族給与金を支給する。

2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八号）附則第五条第一項並びに附則第六条第一項及び第二項中「以後婚姻」とあるのを「以後遺族援護法の施行前に婚姻」と、「同法の施行の日」とあるのを「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）の施行の日」と読み替えてこれらの規定を適用したとするならば、遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得して引き続き昭和五十一年七月一日までその権利を有することとなる者には、当該遺族年金又は遺族給与金を支給する。

3 前二項の規定により遺族年金又は遺族給与金

を受ける権利を有するに至つた者に関し、遺族援護法を適用する場合においては、遺族援護法第三十条第一項中「昭和二十七年四月（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月一日以後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月）」とあるのは「昭和五十一年七月」と、同条第三項中「昭和三十一年一月（死亡した者の死亡の日が同年同月一日以後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月）」とあるのは「昭和五十一年七月」とする。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法附則第二項の規定は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十九号）による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第一項の規定により交付された国債及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第十号）による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第一項の規定により交付された国債の償還金の支払についても、適用する。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「新法」という。）第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者については、当該特別給付金を新法第三条第一項の特別給付金とみなして、同条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中

「十年を経過した日」とあるのは「十年を経過した日（その日が昭和五十一年十月一日前であるときは、同日）」とする。

（特別給付金の支給の特例）

第六条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者には、同条第二項の特別給付金を支給する。

二月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦時災害援護法制定等に関する請願（第二〇六号）（第二〇七号）（第二〇九号）（第二二〇号）（第二二〇号）

一、全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願（第二一八号）（第二三九号）（第二六八号）

一、中国残留日本人孤児の肉親不明者の調査並びに帰国に関する請願（第二六四号）

第二一〇六号 昭和五十一年二月六日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県丹羽郡扶桑町高雄扶桑台一ノ八 古川幸子外四十名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二一〇七号 昭和五十一年二月六日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 大阪府枚方市養父ヶ丘二ノ六ノ五ノ一三 中村榮外二十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二一〇九号 昭和五十一年二月六日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願（二通）

第七部

社会労働委員会会議録第二号 昭和五十一年三月四日【参議院】

請願者 大阪府枚方市招提元町二ノ四ノ二

山本留男外三十一名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二二〇号 昭和五十一年二月六日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市向草間町字北新切八二 山上志外二十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二二〇号 昭和五十一年二月九日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県豊明市三崎町井の花一七ノ八 竹内嘉門外二十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二二一八号 昭和五十一年二月七日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

請願者 川崎市中原区小杉町二ノ二八ノ一、三五六 大庭隆志外千五百九十八名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第二一六五号と同じである。

第二三九号 昭和五十一年二月十日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

請願者 北海道北見市常盤町三ノ一六ノ六六 稲田修司外千七百五十五名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二一六五号と同じである。

第二二六八号 昭和五十一年二月十二日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等

の抜本改善に関する請願

請願者 北海道旭川市九条二三 菊地晴美

外千二百五十五名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第二一六五号と同じである。

第二二六四号 昭和五十一年二月十日受理

中国残留日本人孤児の肉親不明者の調査並びに帰国に関する請願

請願者 長野県下伊那郡阿智村駒場日中友好手をつなぐ会内 山本慈昭外一万三千三百九十八名

紹介議員 吉田 実君

中国残留日本人孤児の肉親不明者の調査並びに帰国について、次の事項を早急に実現されたい。

一、中国に日本人としての居留民証を持つている者、または日本人である証明のある者は里帰り永住帰国ができるようにすること。なお、内地に引受人ある場合も考慮すること。

二、日本に里帰りして肉親をさがすことの措置を講ずること。

三、孤児の里帰り等のための宿泊施設、旅費、滞在生活費等は国において支弁すること。

理由 千九百四十五年八月終戦の混乱に当たって肉親と別れ中国に残留した日本人の肉親不明者は、情ある中国人に養育され、その後三十年間その生命を保全し得たことは周知のとおりである。先年田中前首相の訪中によつて兩國の国交は回復され、日本人の里帰り永住帰国が許されることになった。その中にあつて中国残留の肉親不明の日本人孤児等は当時幼少であつたため自分の名も両親兄弟の名も生れ故郷も一切忘れ、祖国に帰ることもできず、中には戦時特別措置法によつて死没者とされて今なお祖国を夢見て望郷の念にかられている。この悲惨な状況を政府は知らないはずはなく、国交回復時において即時その措置をとるべきところなんら具体策をたてず、本人や民間団体任せの状

態である。このように日本人孤児の人権すら無視されていることは誠に遺憾に堪えない。（資料添付）

二月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願（第二二七九号）（第二二八〇号）（第二二八一号）

一、戦時災害援護法制定等に関する請願（第二一八五号）

一、雇用保険法による季節労働者等の失業給付に関する請願（第三四六号）（第三五九号）

第二二七九号 昭和五十一年二月十三日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

請願者 北海道函館市戸倉町二二五ノ一三 小笠原好武外千五百九十八名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二一六五号と同じである。

第二二八〇号 昭和五十一年二月十三日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

請願者 二重県四日市市小山町一、〇〇五 石原静外六百七十四名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二一六五号と同じである。

第二二八一号 昭和五十一年二月十三日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

請願者 和歌山県有田市初島町浜一、六七七ノ八 正木和彦外千六百三十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二一六五号と同じである。

第二八五号 昭和五十一年二月十三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 大阪府枚方市養父丘二ノ六ノ五ノ

一三 中村幸子外二十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第三四六号 昭和五十一年二月十九日受理

雇用保険法による季節労働者等の失業給付に関する請願

請願者 北海道帯広市西二条南二丁目

畠山繁外九名

紹介議員 相沢 武彦君

雇用保険法による季節労働者など、短期雇用特例被保険者の失業給付（五十日分一時金）についての特例事項（九十日給付）を五十年度に引き続き五十一年度以降も継続実施されたい。

理由

五十年四月一日に施行された雇用保険法によつて、季節労働者など短期雇用特例被保険者の失業給付日数が九十日から五十日に減らされたが、これが実施されることによつて北海道内二十六万七千人の季節労働者のみならず、関係中小、零細業者にも深刻な生活と経営不安をもたらすことから、関係労働者組織と企業組織、道内各地方自治体が、こぞつてこれに反対する態度を表明、政府機関に対して短期雇用被保険者の失業給付日数は九十日給付を継続実施するよう強く要請したところである。

第三五九号 昭和五十一年二月十九日受理

雇用保険法による季節労働者等の失業給付に関する請願

請願者 北海道斜里郡斜里町豊倉一二石

崎晴善外二十三名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

昭和五十一年三月十二日印刷

昭和五十一年三月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局